

人材紹介手数料返金規定について

人材の紹介を求める株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と人材の紹介を行う株式会社APパートナーズ（以下、「乙」という。）は、〇年〇月〇日締結済の人材サービス基本契約書に基づき、下記の条件により人材採用コンサルティングの対価を承諾し、契約を成立させるものと致します。なお、当該条件を適用しない場合は、甲乙間で別に申込書内にて交わすものとする。

記

【人材紹介料】

本件業務の対価として、入社（入職）に至った場合、下記の紹介料金が発生するものとする。人材紹介の対価として手数料は乙から甲への紹介の都度これを決定し、確認書により明示するものとする。

- （料 金） 想定年収の●%（税別）
- （請 求 日） 採用決定月の末日起算
- （入 金 日） 採用決定月の翌月末日

【採用者の退職・辞退】

1. 乙は、甲に対して紹介した採用者が、自己の都合により退職した場合、またはその故意及び過失によって甲の解雇事由に抵触し解雇となった場合には、次のとおり定めるところの紹介料金を返還する。

（入社から6ヶ月未満の場合） 紹介料金の50%

2. 使用者の責による解雇、雇用主に起因する退職、採用者の死亡、天災事変等の不測事態、その他甲乙協議の上、乙の免責が合理的と判断される事由の場合には、返還適用を除外するものとする。なお、当該退社（退職）が甲による紹介料の支払い前であっても、甲の対価支払い債務は消滅しないものとする。

3. 本紙に明記された規定によるほか、いかなる場合でも紹介料の返金または減額はされないものとする。ただし、退職日より30日以内に乙が甲へ採用に至る代替りの人材を紹介した場合には、前項適用を除外するものとする。

4. 採用者が入社日（入職日）までに内定を辞退した場合、乙は人材紹介料を請求しないものとする。

注：上記1項ないし4項は、職業安定法に基づく有料職業紹介の場合において適用されるものとなります。

<職業紹介>

乙が甲に対して紹介した採用者が、入社後一定期間内に自己都合で退職した場合は、事前に定めた返金規定（退職時期に応じて変動するもの）にしたがって紹介手数料を返金します。

<紹介予定派遣>

乙が甲に対して紹介した採用者が、乙を派遣元とする労働者派遣を経て、甲へ入社後一定期間内に自己都合で退職した場合は、派遣期間を通じて甲と採用者が互いにその適性を確認し入社に至っていることから、紹介手数料の返金はいりません。

以上